

2022年11月6日(日)

EIPS事務局

【EIPSからの情報提供 Vol.26】

○TPP11協定(CPTPP)の税率適用に係るNACCSへの原産地コード及び原産地証明書識別入力方法(平成30年12月 ※令和4年10月)

[TPP11協定\(CPTPP\)の税率適用に係るNACCSへの原産地コード及び原産地証明書識別入力方法](#)

○環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品(カナダを原産地とするもの)についての発動期間関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品(カナダを原産地とするもの)について、同条第1項に規定する発動期間を以下のとおり公表する。

【令和4年11月1日から令和5年3月31日まで】

※第7条の8(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)第4項

4項 財務大臣は、その年度の初日(以下、省略)からその年度の毎月末までの修正対象物品の輸入数量について翌月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品について発動期間について当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ告示等をするものとする。